

# ○学校法人フェリス女学院寄附行為

昭和26年2月27日	学校法人フェリス女学院寄附行為認可
昭和29年3月31日	寄附行為一部変更認可
昭和40年1月25日	寄附行為一部変更認可
昭和42年9月7日	寄附行為一部変更認可
昭和46年6月28日	寄附行為一部変更認可
昭和50年9月11日	寄附行為一部変更認可
昭和52年6月27日	寄附行為一部変更認可
昭和62年12月23日	寄附行為一部変更認可
昭和63年12月22日	寄附行為一部変更認可
平成元年10月12日	寄附行為一部変更認可
平成2年12月21日	寄附行為一部変更認可
平成3年3月20日	寄附行為一部変更認可
平成5年3月11日	寄附行為一部変更認可
平成8年12月19日	寄附行為一部変更認可
平成9年12月19日	寄附行為一部変更認可
平成12年12月21日	寄附行為一部変更認可
平成15年1月31日	寄附行為一部変更認可
平成15年9月10日	寄附行為一部変更認可
平成16年1月9日	寄附行為一部変更認可
平成16年4月9日	寄付行為一部変更認可
平成17年1月25日	寄附行為一部変更認可
平成17年3月22日	寄附行為一部変更届出
2014年3月26日	寄附行為一部変更届出
2014年5月20日	寄附行為一部変更認可
2018年2月28日	寄附行為一部変更認可
2020年1月22日	寄附行為一部変更認可
2024年7月16日	寄附行為一部変更届出

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人フェリス女学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市中区山手町178番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福音主義キリスト教の信仰に基づき、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に従い教育事業を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) フェリス女学院大学 大学院

人文科学研究科

音楽研究科

国際交流研究科

文学部

英語英米文学科

日本語日本文学科

コミュニケーション学科

音楽学部	音楽芸術学科 演奏学科
国際交流学部	国際交流学科
グローバル教養学部	国際社会学科 心理コミュニケーション学科 文化表現学科

(2) フェリス女学院高等学校 全日制課程 普通科

(3) フェリス女学院中学校

### 第3章 役員及び理事会

(役員)

**第5条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 18名

(2) 監事 2名

(理事の資格)

**第6条** この法人の理事は、福音主義キリスト教信者であるものに限る。

(理事長及び常務理事)

**第7条** 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事(理事長を除く。)のうち常務理事若干名を置くことができ、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

**第8条** 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) フェリス女学院長 1名

(2) イ 大学長 ロ 高等学校長及び中学校長の互選による者 1名 ハ 事務局長 計3名

(3) 評議員であって本学院の教職員でない者のうちから評議員会が選任した者 4名

(4) フェリス女学院同窓会の会員のうちから推薦された者 2名

(5) 米国リフォームド教会より派遣された在日宣教師の中から推薦された者 1名

(6) 前各号から選任された者からなる理事会が選任する次の各号に掲げる者。ただし、イに定める者を先ず選任し、次いでその者を含めた理事会においてロ及びハに定める者を選任する。

イ 福音主義教会教役者 1名

ロ 学識経験者 4名

ハ 学院の専任教員 2名

2 前項第1号、第2号、第5号及び第6号イ、ハに規定する理事は、その選任の資格となっている職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

**第9条** 監事は、この法人の理事、評議員、教職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

**第10条** 役員（第8条第1項第1号及び第2号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

4 第8条第1項第6号イ、ロ、ハに規定する理事の任期は、同項第3、4、5号に規定する理事の任期と同一とみなす。

(役員解任及び退任)

**第11条** 役員（第8条第1項第1号及び第2号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

**第12条** 理事長は、この法人の業務を総括し、この法人を代表する。

(常務理事の職務)

**第13条** 常務理事は、理事長から指示された事項について調査検討の任に当たる。

(理事の代表権の制限)

**第14条** 理事長及び学院長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

**第15条** 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

**第16条** 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

**第17条** この法人に理事をもって組織する理事会を置き、学校法人の業務を決定する。

- 2 理事会を分けて定期理事会と臨時理事会とする。
- 3 定期理事会は、毎年2月、3月、5月及び10月に開き、必要に応じ臨時理事会を開く。
- 4 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 5 理事長は、学院長又は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に、臨時理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

**第18条** 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

**第19条** 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議長は、理事会に書記1名を置き、理事長がこれを委嘱する。ただし、書記は理事でないことができる。

3 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(審議内容)

**第20条** 理事会は、次の事項を審議処理する。

(1) 寄附行為及びその施行細則

(2) 学則、規則及び規程

(3) 年次予算及び決算

(4) 財産の管理及び処分

(5) 事業計画

(6) 第8条第1項第6号に定める理事及び第27条第1項第5号に定める評議員の選任

(7) 役員解任

(8) 学院長及び教職員の任免

(9) この法人の合併及び解散

(10) その他この法人の経営に関する重要事項

(重要な審議内容)

**第21条** 次に掲げる事項は、寄附行為で別に定めるものを除き、理事総数の3分の2以上の議決を必要とする。

(1) 学院長並びに大学長、高等学校長、中学校長及び事務局長の任免

(2) 基本財産の処分及び不動産の買受

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

**第22条** この法人に評議員会を置き、37名以上39名以下の評議員をもって、これを組織する。

2 評議員会を分けて定期評議員会と臨時評議員会とする。

3 定期評議員会は、毎年2月、5月及び10月に開き、臨時評議員会は、理事長が必要と認めた場合及び第5項の規定により開く。

4 評議員会は、理事長が招集する。

5 理事長は、学院長又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示し

て評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、臨時評議員会を招集しなければならない。

- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。  
(議事録)

**第23条** 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長は、評議員会に書記1名を置き、理事長がこれを委嘱する。ただし、書記は評議員でないことができる。
- 3 議事録には、議長及び出席した評議員1名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。  
(決議事項)

**第24条** 評議員会は、次の事項につき決議をなす。

- (1) 第8条第1項第3号による理事の選任
- (2) 第11条第1項に基づく役員解任並びに評議員の解任
- (3) 第44条第1項に基づく解散
- (4) 第9条第1項に基づく監事の選任の同意  
(諮問事項)

**第25条** 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併

- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの  
(評議員会の意見具申等)

**第26条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。  
(評議員の選任)

**第27条** 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) フェリス女学院長 1名
  - (2) この法人の教職員のうちから選挙された者 10名
  - (3) フェリス女学院同窓会の会員で年齢25歳以上のものうちから推薦された者 7名
  - (4) 米国リフォード教会より派遣された在日宣教師の中から互選により推薦された者 2名
  - (5) 前各号から選任された者のほか理事会が選任する次の各号に掲げる者
    - イ 福音主義教会教役者 2名
    - ロ 学識経験者 15名以上17名以下
- 2 前項第1号、第2号、第4号及び第5号イに規定する評議員は、その選任の資格となっている職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。  
(任期)

**第28条** 評議員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。  
(評議員の解任及び退任)

**第29条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡

## 第5章 資産及び会計

(資産)

**第30条** この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

**第31条** この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、

財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

**第32条** 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

**第33条** 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

**第34条** この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

**第35条** この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

**第36条** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

**第37条** 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

**第38条** この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

**第39条** この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。



2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

**第40条** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

**第41条** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

**第42条** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

**第43条** この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

**第44条** この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の4分の3以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

**第45条** この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の4分の3以上の議決により、第3条の主旨にかなうキリスト教主義学校に寄附する。

(合併)

**第46条** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

**第47条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

**第48条** この法人は、第39条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

**第49条** この法人の公告は、フェリス女学院の掲示場に掲示して行う。

(責任の免除)

**第50条** 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額(以下「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

**第51条** 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金8万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

**第52条** この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則 [昭和26年2月27日文部科学大臣認可]

**第39条** この法人の組織変更当初の役員は当分の間従前の寄附行為によって選任された左の役員とする

理事長 石橋近三

理事 松尾 造酒蔵  
理事 都留 仙次  
理事 中山 五代  
理事 榊原 千代  
理事 星野 あい  
理事 ジェ・シ・デマーグ  
監事 斎藤 虎五郎  
監事 花島 すみ

② 組織変更後のこの寄附行為による役員を選任は速かに行わなければならない

③ 第1項の役員は前項の役員が選任された場合にはその職を失うものとする

第40条 この法人は第4条に掲げる学校の他当分の間フェリス女学院専門学校を設置する

**附 則**

この寄附行為は、昭和62年12月23日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、昭和63年12月22日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成元年10月12日から施行する。

**附 則**

1 この寄附行為は、平成2年12月21日から施行する。

2 改正後の寄附行為第8条第1項第6号(ハ)に掲げる理事ならびに第26条第1項第2号に掲げる評議員のうち、この寄附行為の改正に伴い選出された理事および評議員の任期は、選出当初にかぎりそれぞれ第8条第1項第6号の理事および第26条第1項第2号の評議員の任期満了と同時に満了する。

**附 則**

この寄附行為は、平成3年3月20日から施行する。

**附 則**

1 平成5年3月11日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

2 文学部国文学科は、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為は、平成8年12月19日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成9年12月19日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成12年12月21日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成15年1月31日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成15年9月10日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成16年1月9日から施行する。

**附 則**

1 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

(音楽学部楽理学科の存続に関する経過措置)

2 大学音楽学部 楽理学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為は、平成16年4月9日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成17年1月25日から施行する。

**附 則**

1 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(大学音楽学部声楽学科、器楽学科の存続に関する経過措置)

2 大学音楽学部声楽学科、器楽学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

1 この寄附行為は、2014年4月1日から施行する。

2 文学部英文学科及び日本文学科は、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、2014年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為は、2014年5月20日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2018年2月28日から施行する。

**附 則**

2020年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、2025年4月1日から施行する。